

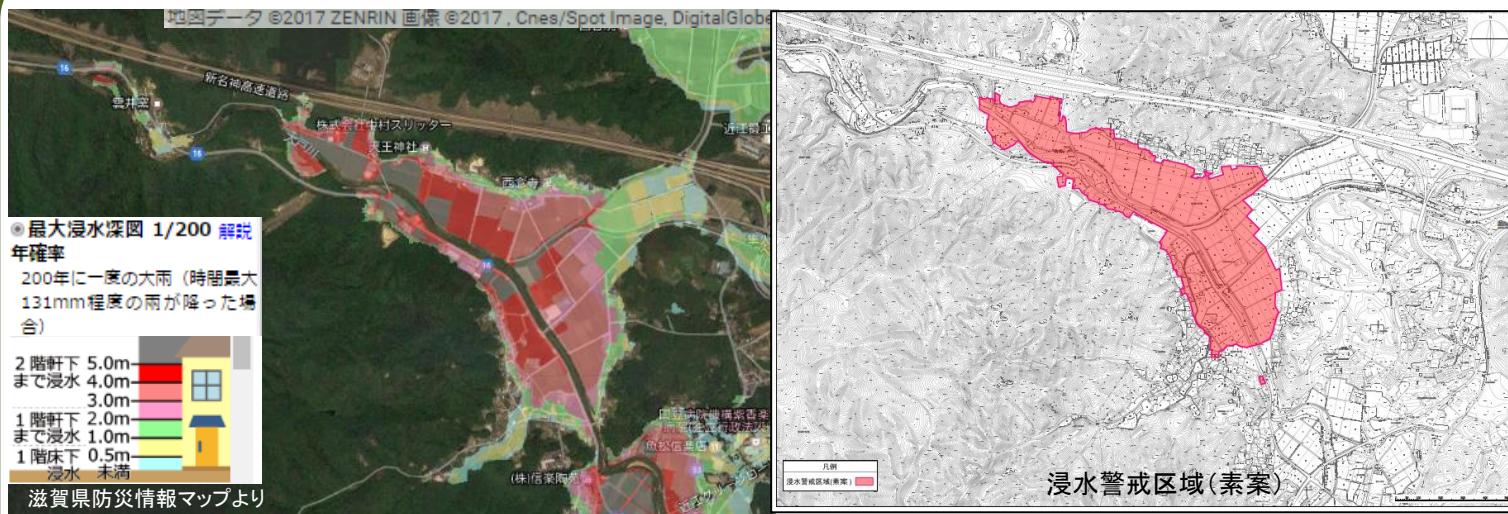
重点地区での取組状況

重点地区の取組進捗状況(地区数)

※平成28年度末時点

取組内容	琵琶湖 湖南	甲賀	東近江	湖北	高島
自治会役員へのお出前講座				7	
自治会住民へのお出前講座	1	2	2		
水害履歴調査		1		2	
図上訓練		1			
まちあるき			1		
避難計画の検討					1
家屋調査実施		1			
浸水警戒区域(素案)の提示					
避難計画の策定		1			
地域づくり計画の策定					
浸水警戒区域指定の手続き				1	1
取組合計地区数	1	6	3	10	2

黄瀬地区での取組経緯



平成26年度

- 11月15日 出前講座
- 2月2日 水害履歴調査
- 3月1日 図上訓練

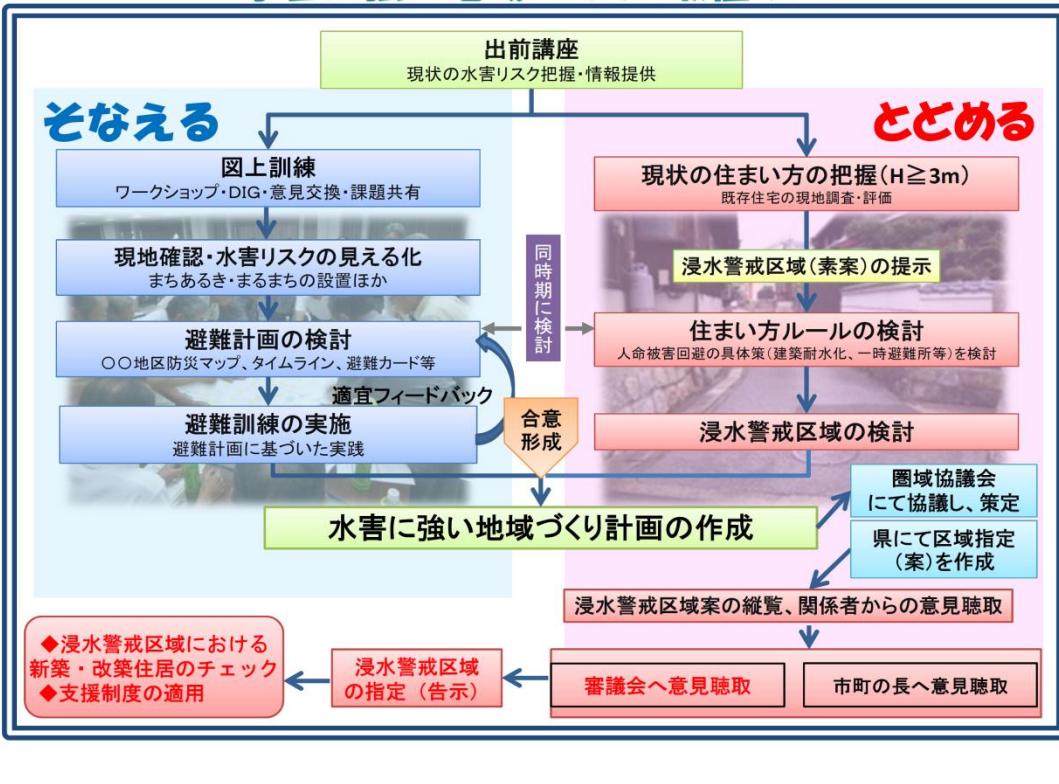
平成27年度

- 6月18日 これまでの取組のまとめと区域指定の説明
- 7月26日 まちあるき
- 10月18日 避難計画を考えるWG
- 2月~3月 地区ごとの避難計画検討(6回開催)

平成28年度

- 5~9月 避難場所候補地協議
【信楽荘】【黄瀬生産森林組合】区と協定締結済 【甲賀市下水道課】調整中
【NEXCO】協定は未締結だが、緊急時の信楽ICへの避難については拒否しないとの意向。
- 8月20日 浸水警戒区域指定説明会
区域に関係する地権者(115名)および黄瀬区民対象。出席者24名
- 9~2月 浸水警戒区域の個別説明
8月20日に欠席した区域素案内に家屋がある地権者への説明。対象14名(未了1名)。
(10/14合同説明(5名))
- 10月30日 避難訓練・避難計画の説明会
区主催の避難計画に基づいた避難訓練。策定した避難計画の説明(避難計画は区民全戸配布)。
参加者約100名。
- 9~3月 まるまち看板・簡易量水標の設置
- 2月19日 役員会における区域指定・避難計画に関する協議
「区としては河川整備・維持管理の推進を求めるとともに、浸水警戒区域の指定を基本的には受け入れることとするが、反対者の意見に十分配慮して進めてほしい」という方針を総会で確認することになる。
- 4月30日 黄瀬区総会
慎重な意見が相次いだことから慎重に対応するため、区域指定を早期に受け入れず、議案が「保留」となった。

水害に強い地域づくりの取組フロー



【個人情報記載につき取扱注意】

■黄瀬区における避難計画（抜粋）

B はや(早)逃げマップ(安全なうちに避難する時にはどうする?)(黄瀬地区)

役員用全体図

C 逃げ遅れマップ(逃げ遅れた時にはどうする?)(黄瀬地区)

タイムライン



時系列の事象	地区名							
	山田							
避難のタイミング	避難							
逃げ遅れた場合	逃げ遅れ							



10/30避難計画説明(信楽荘)



10/30避難訓練

- ◆ タイムライン
- ◆ 4種類のマップ
 - ・防災マップ (R-DIGの情報を記載)
 - ・A.まずみるマップ (リスクの確認)
 - ・B.はや逃げマップ (避難計画)
 - ・C.逃げ遅れマップ (逃げ遅れた時の対処方法)

■浸水警戒区域指定に対する意見等

区域内土地所有者26名からの意見 (内 家屋も所有19名 土地のみ所有6名 事業者1名)

意見	内容	人数
なし	<ul style="list-style-type: none"> ● 区域は指定されるが、避難体制づくりなどについて行政のサポートを受けることができるということであると理解している。 ● 今困っているのは、実際の避難をどうして行うかということである。 	9名
意見あり	<ul style="list-style-type: none"> ● 大戸川や支川の維持管理を適切に実施してほしい。 ● 大戸川の改修工事を早急にすべき。 ● 現在の支援制度の対象ではないことも支援対象にしてほしい。 ● 今後高齢化が進み水平避難が難しくなるかもしれない。対策を早く進めてほしい。 	9名
反対意見	<ul style="list-style-type: none"> ● 資産価値がさがる。売買が難しくなる。①②③⑤ ● 他所へ移転を希望する者への支援がない。②③ ● 規制をかける根拠となる浸水予測を信用できない。これまでの浸水実績で判断すべき。200年確率降雨を採用していること、滋賀県だけが区域指定を実施していることに納得できない。①③ ● 区域指定にかかる費用(取組、支援制度)を河川改修に使うべき。④⑥ ● 希望すれば区域内の土地を市に寄付できるなどの制度を作ってほしい。⑤ ● 農業を続けていこうという意欲をそぐことになる。⑥ ● 建築規制によって制限をうけ、自由な発想で事業を続けることが困難になる。⑥ ● 区域指定により、リスク回避の観点から取引を停止され、新規顧客の依頼がなくなる。地域の指定は風評被害を及ぼす。⑥ 	6名
説明未了	説明拒否1名 消息不明1名	2名

甲賀圏域水害・土砂災害に強い地域づくり協議会での委員からの発言 (平成29年3月27日開催)

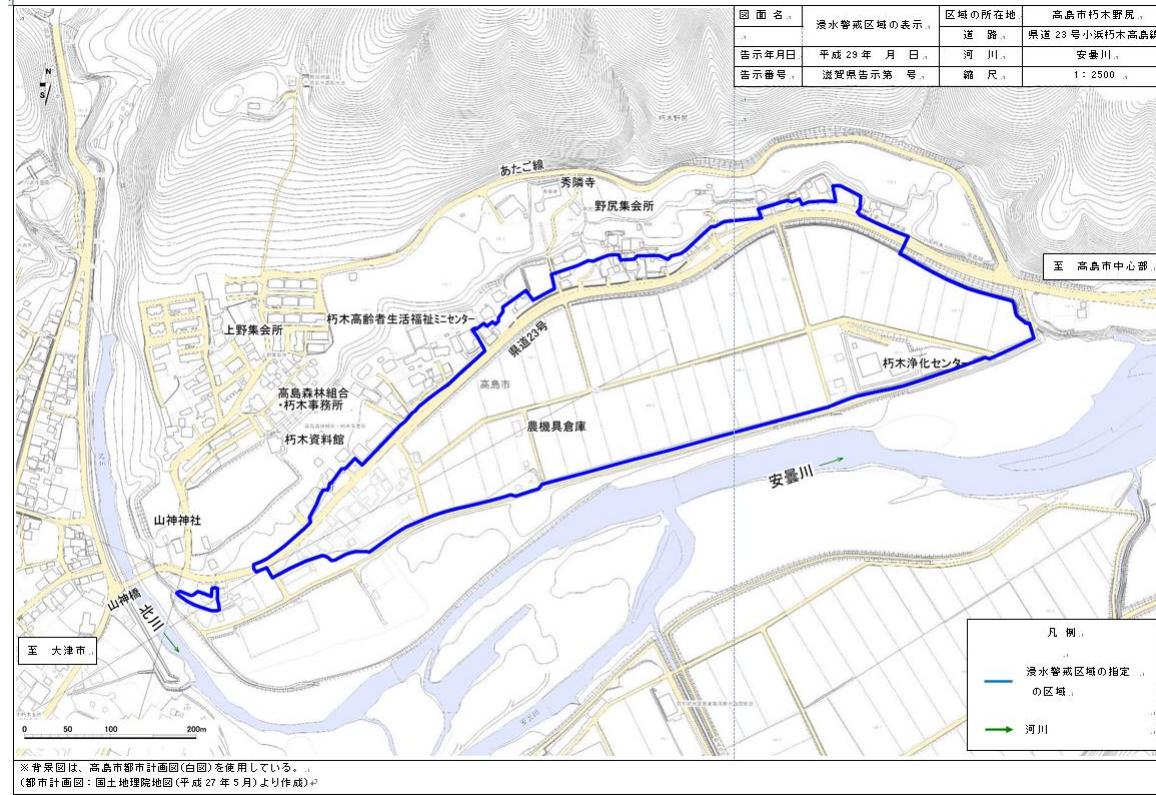
学識委員	<ul style="list-style-type: none"> ● 浸水警戒区域は、県が責任持ってチェックして支援する制度のことを言っているのに、反対者の方々にとっては、何か悪い方向に行くようなイメージを強く持っておられる。指定されることが悪いことばかりではないという周知がまだ足りないのではないか。 ● 反対者のすべての意見に対応するには時間がかかる。合意を得ることができた区域と、反対者が存在する区域の二段階に分けて指定する方法も考えられる。 ● 段階的指定は地域を分断してしまうという意見があるかもしれないが、黄瀬地区の指定面積は非常に広く、他地区では合意形成できたところから指定している現状を考えると、“分割”指定するのではなく、合意の取れた地域から“順番に”指定しているとも言える。
甲賀市	<ul style="list-style-type: none"> ● 反対者がいる以上、急がず丁寧な合意形成をしてもらいたいと考えている。
滋賀県	<ul style="list-style-type: none"> ● 黄瀬区での議論も踏まえながら、最終的には甲賀市と調整をして、丁寧に対応していきたいと考えている。

黄瀬区総会での意見(平成29年4月30日開催) ※左記反対者6名の出席はなし。

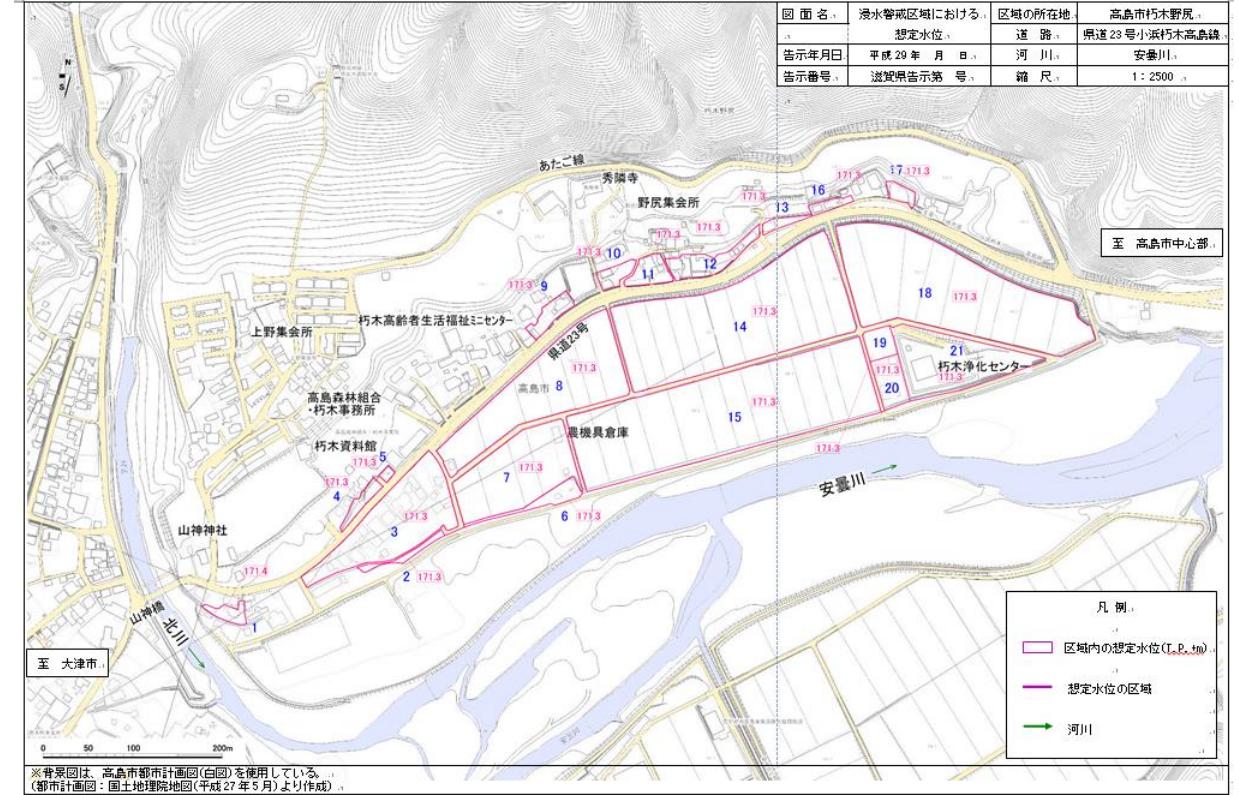
- 家屋所有者や事業者に対抗意見があるのであれば、全員の理解が得られてから指定を受けるなど慎重に対応した方がよい。
- 許可申請の手間や嵩上げ費用が増える中、メリットは嵩上げ費用の1/2だけである。
- 区域指定を受けるにあたり、河川整備や維持管理を確実に実施してもらうための確約を県からとるべきである。

■浸水警戒区域（案）

浸水警戒区域（案）の表示



浸水警戒区域（案）における想定水位



■浸水警戒区域指定に対する意見等

野尻区が実施したアンケート結果(平成29年5月10日受領) 配布25戸/回収24戸

Q1浸水警戒区域の指定に関してその内容を理解し、了解しましたか？

内容を十分理解し、了解した。		12名
内容はよくわからないが了解した。	・説明会の回数が少なかった。	2名
内容がわからないので了解しなかった。	・わからない点を質問する時間が少なかった。 ・地元で相談する時間がなかった。 など	3名
説明会に参加できていない。		5名
その他 了解していない。	・水位設定に疑問があるので了解していない。	2名

アンケートにおける主な意見

- ・河川改修(堤防嵩上げ、高岩の川幅を広げる)の早急な実施。(22名)
- ・「浸水警戒区域」に指定されれば、転入者もなくなり人口が減少するため、人口減少対策の提案を求める。(8名)
- ・区域内に土地を持っている場合、地価が下がることは明らかであることから固定資産税の評価額を見直してほしい。(13名)
- ・野尻区の住民が「浸水警戒区域」内から区域外に住居を求める場合は、一定助成されるようにしてほしい。(6名)

野尻区総会(平成29年5月20日開催)の概要

区域指定の取り組みを進めることについて、改めて総会において位置づけるため臨時総会が開催されました。結果は、下記の意見等により、区民全員の同意が得られないため、浸水警戒区域の指定は受けられないとされました。

- 堤防嵩上げについて、何十年と区長を通じて要望しているが整備がされない。
- 区域指定を受けたら行政は去ってしまいハード整備をしてもらえない。
- 大雨がふるたび田が浸かる。下流の安曇川のために浸からなければならないのか。
- 区域指定されると、地価が下がるほか風評被害が懸念される。